

様式 3（行政手続法適用：個票番号 3 0 1）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和 4 年 1 0 月 1 7 日作成

処 分 名	法令等の違反に対する処分
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)
根 拠 条 項	第 106 条第 1 項
根 拠 条 文	行政庁は、第百五条の三第二項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	第 105 条の 3 第 1 項の規定により報告を徴し、又は第 105 条の 4 の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	

様式 3（行政手続法適用：個票番号 3 0 2）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	中小企業等協同組合への解散命令
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)
根 拠 条 項	第 106 条第 2 項
根 拠 条 文	行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	その実態、今後の再建の見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	